

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五條市は、公営住宅等に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

五條市長

公表日

令和4年6月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅等に関する事務
②事務の概要	<p>・五條市営住宅条例に定める公営住宅法に基づく公営住宅及び公営住宅法に基づかない市営住宅、五條市小集落改良住宅条例に定める小集落改良住宅、五條市小規模改良住宅条例に定める小規模改良住宅、五條市特定公共賃貸住宅条例に定める特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅の管理に係る事務を行う。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①入居資格の審査に関する事務 ②家賃・敷金の決定及び徴収に関する事務 ③収入申告書・各種所得情報の照会に関する事務 ④収入超過者に関する事務 ⑤高額所得者に関する事務 ⑥連帯保証人の要件確認に関する事務 ⑦家賃・敷金の減免・徴収猶予の審査に関する事務 ⑧同居承認・入居承継の審査に関する事務 ⑨住宅の明渡し、あっせんに関する事務 ⑩その他条例で定める事務</p>
③システムの名称	公営住宅システム・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入居者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項別表第1の19の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第18条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号)</p> <p>・番号法第9条第1項別表第1の61の2の項</p> <p>・五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号別表第2の31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号)</p> <p>・番号法第19条第7号別表2の85の2の項</p> <p>・番号法第19条第14号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	五條市 都市整備部 建築住宅課
②所属長の役職名	建築住宅課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	五條市(都市整備部建築住宅課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	五條市(都市整備部建築住宅課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・公営住宅法等に基づき市営住宅の建設を行い、住宅に困窮する住民に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①住宅入居時の入居資格の確認 ②住宅入居時の家賃・敷金の決定 ③入居後における収入状況の確認等 ④住宅の家賃減免の決定 ⑤住宅入居・出生・転出・死亡等の異動の確認 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会を行う予定。(時期は、未定)	・五條市営住宅条例に定める公営住宅法に基づく公営住宅及び公営住宅法に基づかない市営住宅、五條市小集落改良住宅条例に定める小集落改良住宅、五條市小規模改良住宅条例に定める小規模改良住宅、五條市特定公共賃貸住宅条例に定める特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく特定公共賃貸住宅の管理に係る事務を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①入居資格の審査に関する事務 ②家賃・敷金の決定及び徴収に関する事務 ③収入申告書・各種所得情報の照会に関する事務 ④収入超過者に関する事務 ⑤高額所得者に関する事務 ⑥連帯保証人の要件確認に関する事務 ⑦家賃・敷金の減免・徴収猶予の審査に関する事務	事後	対象事務の追加等による
平成28年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(19の項)(35の項)	・番号法第9条第1項別表第1の19の項(番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号及び第12号) ・番号法第9条第1項別表第1の61の2の項 ・五條市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する法律第19条第7号別表第2の31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号) ・番号法第19条第7号別表2の85の2の項 ・番号法第19条第14号	事後	対象事務の追加等による
平成28年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	公営住宅番号法第19条第7号 別表第二(31の項)(54の項)	・番号法第19条第7号別表第2の31の項(番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第22条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号及び第10号) ・番号法第19条第7号別表2の85の2の項 ・番号法第19条第14号	事後	対象事務の追加等による
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建設課長 戸谷 嘉治	建設課長 青木 隆	事後	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
平成29年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成28年2月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成29年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成28年2月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	建設課長 青木 隆	建設課長 池嶋 晶	事後	
平成30年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成30年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成29年2月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
平成31年4月1日	I. 5. ②所属長	建設課長 池嶋 晶	建設課長	事後	様式変更によるもので、重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和2年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	I. 7. 請求先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	I. 8. 連絡先	奈良県五條市本町1丁目1番1号	奈良県五條市岡口1丁目3番1号	事後	庁舎移転に伴い住所を修正
令和3年12月10日	II. 1. 対象人数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和3年12月10日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年4月1日 時点	令和3年12月10日 時点	事後	重要な変更には該当しない。
令和4年4月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署 ①	五條市 都市整備部 建設課	五條市 都市整備部 建築住宅課	事後	機構改革に伴い部署名変更
令和4年4月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署 ②	建設課長	建築住宅課長	事後	機構改革に伴い所属長名変更
令和4年4月1日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	五條市(都市整備部建設課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)	五條市(都市整備部建築住宅課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)	事後	機構改革に伴い部署名変更
令和4年4月1日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	五條市(都市整備部建設課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)	五條市(都市整備部建築住宅課) 五條市岡口1丁目3番1号 0747-22-4001 (代表)	事後	機構改革に伴い部署名変更
令和4年4月1日	II. 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	令和3年12月10日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更には該当しない。